

無所属 西東京市議会議員

森てるおの なんでもリポート 第36号



2007年1月発行（隔月発行） 定期購読料：年間1,000円（送料含む）
編集：森てるお事務所 発行：森てるおと市民の目 西東京市中町2-8-13-102
電話：042-439-7023 FAX：042-439-7024

みどり三多摩のこと

「みどり三多摩」という団体があります。昨年発足し、私は少し経ってから参加しました。「みどりの地域政党をめざす」ということになっていますが、まだまだ「政党」にはほど遠いのが実態です。それが物足りないという参加者がいます。しかし、私のように、まだ政党ではないから参加している者もいます。私は「政党」の体をなすようになってきたら、そのとき改めてこの団体との関わりを決めますが、当面は参加者の一人として運動に関わってほしいと思っています。

私が何度か代表世話人をしている団体のひとつに「市民自治をめざす三多摩議員ネットワーク」があります。三多摩地域の市町村議員30人ばかりが集まって、情報交換、意見交換、研究会などを行うかたわら、平和、人権、環境、福祉その他、いろいろな課題について集会やデモなどを企画実施しています。

自公政権の戦前回帰の動きに対して、運動を広げていく必要があると思っていますが、議員ネットワークの力不足は否めません。「みどり三多摩」でこの部分を補っていけないのではないかと考えています。草創期の団体は市民を啓発し、市民の意志を体現して運動する運動体でなければ発展しません。この時期は集団がいちばん生き生きとして活力のある時期です。方向性がかけ離れていなければ、市民運動としても関わって得るところは多いはずですが。

三多摩での運動の多くは連携しているのですが、相互に情報が行き渡っていないために地域限定になりやすく、大きな規模での運動になりにくいところがあります。この部分を「みどり三多摩」が担うようになれば、あるときは大きく、またあるときは地域密着に出来るし、運動の広がりにより大きくなることでしょう。私もその一翼を担います。

議員特権、ワースト大賞は「東京都議会」に！！

議員特権廃止キャンペーンの一環で行なわれたワーストコンテストで、東京都議会が大賞に選ばれました。都議会議員には報酬とは別に一人一月60万円の「政務調査費」が支給されています。報酬と違って、用途が制限されています。ところが、報告書には領収書をつける必要がありません。使い道が限定されているのに領収書が要らないというのがよくわかりません。都議会議員は125人います。駅頭などでは「都議会は年間9億円の用途不明金を出している」と話をしています。通り過ぎる皆さんは、えっ！と驚いた様子ですね。在職25年で「大田道灌像」をくれるそうですが、ほとんど「押し付け」でしょうね。もらっても置き場所に困りそうです。ちなみに第2位は海外視察費を1期目は60万円、2期目以降は120万円無条件に支給している横浜市議会でした。そのほかに在職20年を過ぎると5年ごとに「10万円相当の好きな商品」と「額入り肖像写真」が支給されるそうです。

新春交流会、盛況のうちに終了

12月に選挙があったため、例年の年末交流会に代えて新春交流会を行ないました。

最近はおっぱら手作り料理を食べてもらおうと、何日か前から準備をしています。50人位の方から参加のご連絡をいただいていたので、いつもと同じように自宅の台所で、家庭用の調理器具を使っての料理も今回は大変でした。しかし、新春交流会にすると時間的にはゆとりがあるので、次はもう少し工夫できる部分がありそうな気もしています。

参加くださった皆さんからはおおむねご好評をいただきました。ありがとうございました。当日の準備に手ばかりがあり、ご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。また、「交流会の趣旨からすれば、席の移動が容易になるような配置のほうがよかったですのではないか」とのご意見もいただいています。次回の参考にさせていただきます。

裁判のご報告

保谷駅南口再開発で、リスクの高い設計を行なったために、その後、設計の修正を余儀なくされて市に損害が発生したとして、賠償請求の裁判を行なっています。1月30日が初公判、次回は4月11日東京地裁606号法廷で、10時30分からです。

概要は、スポーツ企業の口約束、ビルの半分くらいを出店のために買い取るという申し出を真に受けて設計したら「借りて出店したい」と言い出し、設計が事実上無駄になったというものです。そうした場合の違約金契約は交わされていませんでした。契約当事者間で損害が発生し、スポーツ企業の責任を問えない以上、危機管理ができていなかった行政職員の責任が問われます。これが市民的常識というものです。

しかし、行政の常識は違います。行政は、当初設計でも修正設計でも損害は発生していない、違法行為はないと主張しています。

確かに、使えない設計でも、事実上無駄でも、その時点では損害は発生していません。近い将来、設計をやり直して全部を損害にするか、修正によって損害を一部にとどめるかの選択をした時点で損害が顕在化します。修正設計が損害を生むものではありません。問題は「修正に要した費用は市民の税金から払うのが当然なのか」という点です。

民間にはリスクの多い契約はいっぱいあります。しかし、別のところで損した分を取り戻すことができます。行政にはそれが許されません。行政は儲けてはいけなし、損をしてもいけないのです。だから、口約束で物事を進めるようなこと、見切り発車的な行為は許されません。客観的に見て、行政は確約の取れていないまま、損害が発生しないことが確認できないまま、当初設計の契約をしてはならなかったのです。

行政は「行政は間違わない」という変な原則で作られていますので、民間では責任が追及されるようなものでも、責任を追及するための法律そのものがなかったりします。なかなか厄介なところがあるので、最終的に勝訴できるかどうかはわかりません。しかし、同様の事態を防止することになれば、訴訟の甲斐もあるというものです。

◎森てるおの活動記録（2006年11～12月）

※主なものを掲載しています。

11月1日	議案説明	12月1日	議会運営委員会、本会議(最終日)
4日	スタッフ会議	2日	スタッフ会議
6日	開会告示		選挙準備・拡声器ポスティング等(～16日)
7日	質問通告締め切り	10日	事務所開き
9日	議会運営委員会	17日	市議会議員選挙告示
13日	第4回定例会開会(～12月1日)	24日	市議会議員選挙投票日(即日開票)
18日	スタッフ会議	25日	結果および活動報告(駅頭・～28日)
25日	市民の広場(25日朝・夕、26日朝)	29日	三多摩議員ネット懇親会
26日	建設環境委員会		
29日	駅周辺再開発等特別委員会		